

令和6年度測量資格制度検討部会の総括

1 活動報告

測量資格制度検討部会は、測量業界及び測量技術者における「測量技術者の高齢化及び若年技術者の不足等による将来の担い手不足解消」、「大学・短期大学等・測量に関する専門の養成施設（以下「養成施設」という。）の各卒業者、測量士試験等合格者における測量に関して修得した知識等の差異の解消」、「測量・測位技術の進展に伴う新技術に対応した測量教育の在り方の検討」等の諸課題に関して、知識・技能を有する若年測量技術者を育成するために、新たな測量技術を考慮した測量資格制度のあるべき姿について有識者による総合的な検討を行うために設置された。

当部会については、6月20日に第1回を開催し、ここまで4回の部会を開催してきた。

第1回においては、今年度の部会の活動方針、養成施設に関して改正を要する事項の概要について検討を実施した。

第2回においては、養成施設における登録要件の改正（案）の検討を行うとともに、測量士・測量士補試験の検討、具体的には、同試験の内容を、より実務に則した内容にすべきではないかということを経験に検討を実施した。

第3回においては、測量士・測量士補となる資格を与える者について、測量法改正により新たに規定された、既存の資格付与要件と同等以上と認められる者に資格を付与する規定に該当する者として、大学卒業者と同等と見なせる者について検討を実施した。また、養成施設の専任教員等の要件の改定について検討を実施した。さらに、今後の議論を整理する意味で、測量士・測量士補試験とその他の資格付与の要件との間における関係性の整理について検討を実施した。

第4回では、この間に事務局が実施した関係機関等へのアンケート結果、ヒアリング結果等に基づき測量資格制度全般についての議論を行い、次年度以降の部会における検討の方向性について検討を実施した。

これらの検討の結果については、その内容に応じて必要な事項は測量法施行規則等に反映されることとなる。

2 測量法改正について

令和6年6月12日に測量法の一部改正が行われた。改正内容の概要は、以下のとおり。（別紙参照）

1. 技術の進展に対応した担い手（測量士・測量士補）の確保
 - (1) 養成施設の要件の見直し
 - (2) 現行の有資格者と同等以上の知識及び技能を有する者への測量士・測量士補資格の付与
 - (3) 測量士・測量士補資格の在り方の検討
2. 測量成果等の提供の電子化
3. 測量業の登録に関する暴力団排除規定の整備

なお、本改正では測量法で規定していた事項等の一部を測量法施行規則に委任する改正も行っている。そのため、測量法施行規則改正で対応できる事項が拡大した。しかし、測量資格制度検討部会における検討課題として挙げられる、例えば「測量士となる資格」（測量法第50条）及び「測量士補となる資格」（測量法第51条）に関する事項についてはこれまで同様に法改正が必要となる。

3 令和7年度以降の検討方針の提案

令和7年度については引き続き「測量士・測量士補試験制度改革」、「大学等のレベルの統一化に関する議論」及び「測量士・測量士補に求められる役割と技術レベルの再定義」について検討を進め、「測量資格制度改革（新資格の導入可能性に関する議論）」等の課題について議論・検討を進めていく。

また、今般の測量法改正では、新たに設けられた第54条の2において「政府は、・・・（中略）・・・測量士及び測量士補となる資格の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。この条文の趣旨を遵守するために、今後、測量に関する業務において、測量士・測量士補の能力が適切に評価され、かつ測量士・測量士補が十分に活用されるようにするため、測量士・測量士補の中長期的な育成及び確保についての検討を進めていくことが必要である。

そのために、当部会の全委員の任期終了後である令和8年4月以降に、当部会での議論を継承し、測量資格制度について不断の検討を進めていくための常設の委員会を設置することを提案する。

測量法・測量法施行令・測量法施行規則の改正について

背景・目的

測量法（昭和24年法律第188号）

測量士及び測量士補の資格制度を始め、国や公共団体等の測量制度全般について規定

【課題】

- 将来の担い手不足（測量技術者の高齢化、若年技術者の不足）
 - 測量・測位技術の進展に伴う新技術への対応
- ⇒技術の進展に対応した測量士等の担い手確保



測量法の改正 令和6年6月公布、一部を除き令和7年4月1日施行

- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律」
として議員立法により改正

【測量法に関する改正内容】

- ①測量士等の養成施設の登録要件の詳細を法律事項から省令事項に変更
- ②測量士等の登録・試験に関する委任を政令事項から省令事項に変更
⇒時代の変化に応じた柔軟かつ機動的な対応を可能とする
- ③測量成果等の提供について、書面に加えて電子提供を可能とする 等



法改正に伴う政令・省令の改正 令和7年4月1日施行

政令（測量法施行令）の改正

- 測量士等の登録・試験に関する規定の削除
（法改正②に伴う改正）
- 測量成果等の電子提供に係る手数料に関する規定の新設
（法改正③に伴う改正）

等

省令（測量法施行規則）の改正

- 測量士等の養成施設の登録要件の詳細に関する規定の新設
（法改正①に伴う改正）
→時代遅れの科目・実習機器を要件から削除し、新しいものを追加
→専任教員の人数要件を緩和
- 測量士等の登録・試験に関する規定の新設
（法改正②に伴う改正）
- 測量成果等の電子提供に係る方法（インターネット、DVD-R等）に関する
規定の新設
（法改正③に伴う改正）

等